

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

埼玉県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県収用委員会会長 中 村 達 也

埼玉県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。